

会 議 開 催 結 果 概 要 書

1 審 議 会 等 の 名 称	岸和田市生涯学習審議会
2 開 催 日 時	令和2年10月1日(木) 午前10時00分～11時30分
3 開 催 場 所	岸和田市立公民館 4階 多目的ホール
4 公開・非公開の別	公 開
5 非 公 開 理 由 (非公開の場合のみ)	—
6 出 席 者	委員12名、事務局9名
7 傍 聴 人 数 (公開の場合のみ)	2名
8 議題及び審議概要	1.開会 2.案件 (1) 岸和田市立公民館及び青少年会館再編基本方針(案)について 3.その他 4.閉会
9 そ の 他	

生涯学習審議会 会議録

会 議 名	令和２年度 第２回生涯学習審議会
日 時	令和２年 10 月 1 日（木）午前 10 時～11 時半
場 所	岸和田市立公民館 ４階 多目的ホール
出席委員	岩槻会長、馬場副会長、阪田委員、 八 野委員、草山委員、林委員、大植委員、上月委員、楠本勝委員、松谷委員、西村委員、楠本等委員 以上 12 名
欠席委員	藤井委員、濱崎委員、七野委員、南川委員 以上 4 名
事 務 局	牟田生涯学習部長、寺本生涯学習課長、出水指導主事、吉田調整主幹、加柴担当主幹、土井担当長、上野担当長、岡部担当員、奥担当員 以上 9 名
傍聴人数	2 名
次 第	1. 開会 2. 案件 岸和田市立公民館及び青少年会館再編基本方針（案）について 3. その他 4. 閉会
資 料	【配付資料】 ・社会教育支援チームについて 【持参資料】 ・岸和田市公民館及び青少年会館再編基本方針（案）修正版 ・新旧対照表

●審議事項

- (1) 岸和田市立公民館及び青少年会館再編基本方針（案）について

●質疑概要

案件(1)に入る前に、本日配付された「社会教育支援チームについて」事務局より説明。

【事務局】 本日の案件は、前回と同様に「岸和田市立公民館及び青少年会館再編基本方針（以下、公民館等再編基本方針）（案）」についてご審議いただくが、「生涯学習基本方針」にある社会教育支援チームが、「公民館等再編基本方針（案）」に関わるべきだという意見もいただいていたので、別紙「社会教育支援チームについて」によりチームの考え方をご説明する。

「生涯学習基本方針」に規定される「社会教育支援チーム」については、現在、チームの在り方や活動内容等を踏まえて、課内で協議を進めている。

「生涯学習基本方針」は、生涯学習推進に向けた理念が示されており、具体的な方法については、この理念に基づいて「計画」として考えていく必要がある。

本来であれば、平成 30 年 4 月に「生涯学習基本方針」が策定されたのと同時に計画的に推進を

はかっていく必要があったが、具体的な内容をつくることができずに今に至っている。

令和2年度末までに、「生涯学習基本方針」に基づく実施計画を策定する予定であり、社会教育支援チームについても、その在り方や役割を明記する。よって、社会教育支援チームの結成については、令和3年度を予定している。また、社会教育支援チームの位置づけについては、生涯学習審議会のような市の附属機関ではないため、市の施策に対する審議や諮問、答申は行わない。あくまでもインクルーシブ・コミュニティづくりやフラッグシップ事業の創成に関わる専門的な集団として考えている。前回の審議会では先ほども申し上げたように、社会教育支援チームをつくってから「公民館等再編基本方針（案）」の制定について意見をするという発言をいただいている。社会教育支援チームは生涯学習の推進を図って行くにはどうすればよいかということを考えていく、いわゆる生涯学習のソフト面について協議していただく専門的な組織、生涯学習を推進していく中心的な実行組織であると考えている。この「公民館等再編基本方針（案）」については、平成28年3月に策定された岸和田市公共施設最適化計画にスケジュールが示されており、スケジュールに則って一つ一つ事業を進めていく予定である。そして、この最適化計画には、公民館以外の幼稚園や小学校、中学校も再配置の対象となっている。最適化計画を策定する過程では、「岸和田市公共施設マネジメント検討委員会」という専門の諮問機関があり、約2年間こちらのほうで審議をいただいている。今後、個別の施設計画を策定し、「公民館等再編基本方針（案）」に記載しているとおり、方針に大きく影響を及ぼす施策の変更等があった場合は、必要に応じて見直しを図っていきたいと考えている。以上のとおり、ご理解をお願いしたい。

【会 長】社会教育支援チームについては、現在検討中の実施計画の中に盛り込まれるものであり、今回の「公民館等再編基本方針（案）」の議論には、チームの結成が現実的に間に合わないということになるかと思う。全体的に遅れてはいるが、令和3年度にはチームの結成をしていくという方向で現在、実施計画をつくっていくということなので、委員の皆さまにはご理解をいただきたいと考えている。

それでは、本日の議案「公民館等再編基本方針（案）」の変更点について、事務局より説明をお願いしたい。

【事務局】 まず、「公民館等再編基本方針（案）」の全体スケジュールをご説明させていただく。本日は、前回の各委員からのご意見を反映した修正版を提示させていただき、その後、市役所内部の協議体に「公民館等再編基本方針（案）」を説明する。ここで庁内合意を諮り、11月にパブリックコメントを実施し、12月の第4回定例市議会（文教民生常任委員会）にて「公民館等再編基本

方針（案）」の確定版を報告し、年明け１月に市民・利用者を対象とした市民説明会を実施していく。個別施設計画（案）につきましては、今後ご提示させていただく。

【事務局】先日、修正版と新旧対照表を送付させていただいているので、本日は新旧対照表を基にご説明する。前回の審議会において各委員より１３のまちづくりゾーンが市民にとってあまり認識されていない、１９の公民館を１３にするかのような印象を受けるので表現を改めた方がよい、とのご意見をいただいた。また、公民館の利用者数の低下についてもう少し記述が必要ではないかということで、今回はその２点について修正している。新旧対照表で変更箇所がないものは「略」と記載している。

１点目、第３章２（２）利用者数の低下において、公民館の利用者数の減少の主な要因としては社会全体の高齢化や人口減少が大きなものとなっている。また共働き世帯の増加によって家庭教育学級の受講生の減少も顕著であり、公民館活動団体、いわゆるクラブについては、福祉総合センターの新築等により活動の拠点を公民館から他の施設へ移した団体も少なからずある。定期講座や短期講座においては、テーマや内容の硬直化、周知方法の固定化が公民館利用者の減少を招いている要因だと考えられる。こちらについては、講座開設に社会教育指導員が積極的に関与し内容の見直しを図っている。市民への周知についても学びのプランの見直しを検討している。

２点目、第４章１．指針１を「まちづくりゾーンを踏まえた施設の再編から市民の生活圏を踏まえた」に修正している。総合計画で記載されている１３のまちづくりゾーンは市民にあまり認識されていないことを受けて、「地域のコミュニティは市民の日常的な生活圏を基盤に形成されている」と表現を改めた。町会や自治会、子ども会といった地域団体はそれらの身近な生活圏を中心として組織されている。そのため地域づくりやコミュニティの形成において市民の生活圏が大きく関係している。よって、公民館を再編統合するにあたっては市民の生活から乖離することなく、地域特性を活かすことができるよう市民の生活圏を念頭に置きつつ、今後の人口規模に応じた施設数や適正規模を検討するとしている。

最後に、指針１の記載を修正したことにより、指針２と指針３を入れ替えることとした。文章のつながりをより市民にわかりやすくするため、内容に変更はない。

【委員】私たちが意見して、その内容がこの計画に反映されるか。

【事務局】去る９月１７日に定例教育委員会が開催され、そこで決まった案を今日は提示させていただいている。今後の指摘内容としては先ほど申し上げたように、１１月にパブリックコメントがあり、そちらで広く多くのご意見をいただくという形になる。もしご意見があればそちらのほうでも

ご意見が出るかと思う。

【委員】ということは、ここで話し合ったことはこの計画案に盛られないということか。

【事務局】本日いただいた分は、特に修正をするということはないと思っている。先ほども申し上げたように、パブリックコメントで広く意見をいただくというような形になってくるかと思う。

【委員】会長、どのように我々は意見を言ってよいのかというのがまず一つですが、いかがか。

【会長】その点は私も危惧しているところではあるのだが、この文言自体が教育委員会の会議で了承されたということであれば、この修正案自体は変わらないということか。

【事務局】この場では反映されないが、これから先、庁内検討委員会、政策調整会議、決定会議、それから議会説明、パブリックコメントと進んでいく。当然のことながら今日出たご意見というのは生涯学習審議会の議事録に載るので、どこかの場面で反映される可能性はある。言っても無駄じゃないかというような委員のご意見だが、これはまだ案の段階なので、パブリックコメントをした段階で、例えば重要な修正せざるを得ないようなご意見がでてくれば、当然修正する。

【委員】この文案の中に書かれているのは、丁寧な説明、これからはスケジュールを組んで進行について見える化を図り、丁寧な説明、柔軟な対応をもって進めて行きますと 11 ページに書かれているが、その点について再度確認をしたいのだが、前にもあったように、審議会を越えて先に決めたことをここで審議しても、やはりなぜ審議するのかということが問われるので、そのところは丁寧にと書いてあるから、必ずきちんと履行していただきたいというのを前提として話しをしたいと思うが、いかがか。

【事務局】まずもってこの「公民館等再編基本方針（案）」をこの審議会で諮問、答申をするものではない。専門の諮問機関で約 2 年間ご審議いただいている。これは去年の受益者負担のときにもご説明させていただいている。しかし、去年市長に対して決定のプロセスに大きな疑義をもっており、今後、審議会委員の意見を反映できる部分については積極的に意見を聴いた上で決定されるようにという要望があった。そのことに対してご意見を求める内容の範囲を明確にし、専門的な観点からご意見を伺いたいということで回答させていただいた。

ただ 1 点ここで強調したいのは、この「公民館等再編基本方針（案）」を、今ベクトルをどちらに向けて進めていくのか。今後、個別施設計画というところでは、やはり利用者や市民の皆さんのご意見というのは多々あるかと思っている。その中でバランスを取って個別施設計画をつくっていくことになるかと思う。

まず、この「公民館等再編基本方針（案）」に関しては、皆さんのご意見を真摯に受け止めて大きく影響を及ぼすことがあれば、それはきっちり取り上げていく、そういう姿勢で真摯に向き

合っていきたいと思っている。

【委員】新旧対照表の上部にある、「利用者数の低下」という部分だが、こういった分析の部分についてこそ私たちが一緒に考え、結果としてだからこうした方がよいのではという提言になっていくと思う。またもう一つ、公民館等の「集客力の低下」という文言があるが、学びの中に「集客」という表現に大変違和感がある。実際教育に携わる側として、こういう文言はあるのかと。利用者数の減少というのは文言としてよいと思うが、あくまで客ではないはずである。これは見識を問われると思うので、改めてこういうことについて我々は考えていかないといけないと思う。また、「人口規模に応じた施設数」と記載があるが、コロナ対策等のこれからの避難所の問題等もふまえて、単純な人口規模だけの問題という風にはならない可能性もある。今の公民館の在り方そのものを今後どういう風に考えていくのかということをご一緒に話さないと、結果として人口減少のひとつの要因になっていくと考えるが、いかがか。

【事務局】今日のご指摘の部分については承るので、その部分を含めこれから進んでいく庁内検討委員会で合意形成をして、それからあと、議会説明、パブリックコメント、その段階で最終的に修正するということになる。個別計画は当然のことながらまだ固まっていないので、そこは当然地元や町会、色んな関係団体、すべての方々と調整しながらつくっていく。その段階で話していただきたいと思っている。

【委員】「公民館等再編基本方針（案）」についてですが、これに関して私たちの意見を述べて配慮していただけるということだが、先ほど11月にパブリックコメントがあり、12月に議会、1月に市民説明会とあり、この「公民館等再編基本方針（案）」というのは最後まで案としてずっと通っていくのか。議会が通ったところで案が取れるのか。

【事務局】パブリックコメントをいただいて、それをまずこの「公民館等再編基本方針（案）」に盛り込んで、そこで初めて「案」がとれる。その段階で12月の第4回定例市議会に諮り、確定版を報告する。

【委員】この審議会とパブリックコメントで意見を言うところまでが、市民として意見が言えるところということになるのか。

【事務局】はい。

【委員】前回出した修正についての意見を反映していただいた点は良かったと思う。13のまちづくりゾーンという表現にかなり違和感があったので、身近な生活圏をという点に修正してもらったのは評価したい。あわせて先ほど議会、市民説明会と進んで個別計画というところで、個別施設

名、例えば、山滝とかいう名称を公表するということになるのか。

【事務局】今のままの19の地区公民館をそのまま全部改修して維持していくというのは、財政的な負担があり、難しい部分がある。よって、公民館と公民館を併せて新しく良い公民館をつくる、少し遠くなるがより良い環境を提供する、というような形を考えている。どことどこを併せるかというのは全く決まっていはいない。

【委員】その内容が個別施設計画で初めて出てきて、その時に私たちがわかり、市民説明会をされる。そこを利用されている方たちに活動内容や生活圏の話を聴くことには時間をかけていただけるということか。スケジュールが細かく決まってい、きちんと意見を聴いていただけるのかと不安があったので。

【事務局】はい。行政内部では私たちも縛られているが、調整がうまくいくかと言いますと、なかなか難しいところもある。特にその辺のところでは丁寧に、慎重にと思っている。

【委員】しっかりと聴いていただいて、そのうえで計画を立てていただきたいと思う。よろしくお願いします。

【委員】先ほどの質問の答えが全然見えない状態で、それで次に進むということなら、この会議は何のための会議か。生涯学習審議会があつて、その意見を集約してというその重さというのが付け足しのような感じに思えるのだが、会長はどう思うか。

【会長】私の意見をここで言わせていただくことはできると思うが、出来れば委員の皆さんの、例えば先ほどの公民館に対して「集客力」という言葉を使うのはどうかとか、今後の人口規模に対し新型コロナウイルスや災害の問題等ある中で、どう適正規模を定めていくのかというようなことについてのご意見を伺っておけば、それが議事録に載るということなので、限られた時間ではあるが、ぜひそれについてのご意見をいただければと思うが。

【事務局】今、生涯学習課からお答えできるのはその範囲になる。先ほどコロナウィルスの話もあったが、パブリックコメントや利用者説明で必ず出てくる質問だと思っている。それに対して今私たちが言えるのは、誠心誠意出来るところまでは頑張るというこの一言に尽きるのかと思っている。まだ途中経過で、詰め切れてないのではないというところで、委員の方々や市民のご意見を参考にどこかでバランスのとれた着地点を見つけていかないとこの計画というのは終わらない。そして、委員が言われているようにスケジュールありきでは決していない。しかし、スケジュールを設定し、目標は立てておかないと、いつまで経ってもできない。スケジュールはあるが、スケジュールありきではないということで、ご理解をいただきたいと思う。

【副会長】先ほどのA委員の指摘を聞いてなるほどと思ったが、では、A委員は「集客力」に変わってどう

いう言葉がいいのか、それからB委員も先ほど会長が皆さんご意見はという時に全然ご意見がなかった。ご意見が出なかったらなかなかこれも進めていけなくて、事務局が作ったたたき台があるからこそ私たちもご意見を言えるので、「集客力」という言葉が良くないと気付いたなら、こんな言葉がいいのでは、というのを出していかないと答えにならないと思う。この言葉にしたほうがいいのではと言えば、一つの意見になるし、またそれを取り上げるかは事務局の方で決めることだと思う。審議会もパブリックコメントも皆さんの意見を問うている場であり、意見を出す場なので、この審議会も皆さんが思うところがあればどんどん出してもらって、その中から使えるところは使っていただいて、不要なところは削っていくことになると思う。「集客力」については、公民館はお客さんではないから、何か良い言葉があるかなと考えていたのですが、こんな言葉を使ってはどうか、という意見はどんどん出していただきたいと思う。

【委員】限られた時間の中で、煮詰めるには少し時間が足りないと思う。教育委員会でこのような形で決まっている、それから審議会はどうか、最後にパブリックコメントは、と続いて教育委員会のスケジュールで進めていく、あと審議会では参考意見として言ってくれたらいいと言う。もっと先に審議会で話の煮詰めがあって、最終、教育委員会で確定して、パブリックコメントへいく。また審議会で意見をもらう手順がついで、ついでの形の会議になっていくのではないかという懸念を感じたので申し上げておく。

【事務局】前回提示させていただいた審議会の分も先に教育委員会で議決をもらって、それを審議会に提示し、ご意見をいただいている。当然のことながらご意見がたくさん出るので、その部分を今回修正させていただいて、それをもう一度教育委員会にかけて、議決をいただいてそれを今日提示させていただいている。決して審議会を軽く見ているのではなく、審議会の意見を受け止めて、もう一度教育委員会で議決させていただいている。

【委員】今回の意見は議事録の範囲だけで完了して、それ以上の修正はできないということか。

【事務局】そうではなく、修正点、ご意見というのはこれから色んなところで出てくるので、次の段階で修正する可能性があるということでご理解いただきたい。決して今日出たご意見を反映させないということではない。

【会長】今回の修正案が出されたというのは前回議論いただいたことが反映されていると。それを基にもう一度教育委員会で議決されたということなので、決して軽視されているということではないと思う。今日の議論についても反映していく可能性はもちろん残しているということなので、ぜひここでご意見をいただければと思う。「集客力」という言葉につきましては確かに営利企業が使う言葉なので、私も少し違和感がある。だが、どういう言葉がいいのかというのは、ここで

今議論して出てくると一番よいが。利用者数の低下、なぜ公民館に人が集まらないのか、平たく言えばそういうことだと思う。これは岸和田市だけことではなくて全国各地で言われており、その結果、公民館は減らされているので、実は重大な問題だなと思っている。どういう文言を使うのか、ここは工夫が必要かと思う。行政文書の特色かもしれないが、難しい単語を使うことによって、歪んでしまうこともあるので、もう少し平たい表現でもよいのかもれないと思う。また、適正規模という表現がよく出てくる。だいたい施設を減らすときに出てくる言葉なので、これも気を付けないといけないと思う。私は色んな審議会に出てきたが、適正規模という言葉が出てくるときは減らすときで、今これを減らしてよいのかと思っている。災害時に面積が必要な状況になっている。公民館は避難所になることが求められているわけなので、そこで面積を減らすのは単純に考えておかしい話だと思う。私があまり発言してはいけないと思ったが、意見を言わせていただいた。

【委員】利用者が減っている根本的な原因は、私は公民館に魅力がないからだと思う。魅力があれば増えてくるはずだ。それで、他委員が言われた「集客」という言葉を使うならお客さん扱いをなささいよ、利用者扱いをしているのにお客さんのような表現をするならばもっとお客さんの要望を満たせばいい。しかし、満たしていないから利用者が減っている。会長がおっしゃったようにそれが規模によってとか、減らすことがよいとか、これは民間であれば会社を潰していく方向へ進んでいる。ここはお客さんが来ないのでなくす、ここは売り上げが悪いので減らす、そして最終的には会社がいらなくなる。役所はそうではないから生き残れる。そのあたりをもう少しなぜ減っているのか、もっと深く考えたほうがよいのではないかと思う。例えば、公民館が夜9時まで開館しているが、本当に夜9時までというのがよいのか。月曜日が休館日だが、本当に月曜がよいのか。全館一斉に月曜日休館が本当によいのか。そのあたりの根本を何も考えず、表面だけをいじっているような気がする。「集客」という言葉を使うのであれば、お客さん扱いすればいいし、なぜ利用者が減っているのかということを考えていただければと思う。

【委員】今のご指摘はそのとおりだと思う。言葉を変えることを望んでいるのではなく、その裏にある根本的、精神的なものをもう一度考えてほしいということは大賛成である。それと、先ほど会長が総括的な意味合いで最後の適正規模の話に及んだ内容はそのとおりだと思う。そういう精神的、根本的な内容をお互い共有して、意識するのがよいかと思う。言葉の語呂だけをへつらってあれこれ議論するというのは意味のない話なので、言っている背景をしっかりと理解してもらえたら、それで十分じゃないかと思う。

【委員】要は考え方である。例えば、先ほどの「集客力」という言葉は「利用者の減少」でよいかと思う

が、こうした文章を含めてまず利用者をどう見ているのか、またこの公民館というものは一体何なのかということだと思う。例えば、危機管理と連動しているのかということとおそらく連動していない。危機管理の防災計画には公民館との連動はあまり考えられていない。実際に適正化というのであれば全体を見なければならない。そしてそれぞれの役割があるわけで、問われているのは見識や、考え方だと思う。こういう時代で町会や自治会から人がどんどん離れ、各団体やサークルから人が離れ、高齢化していくなかで、なぜそれが起こっているのか。それが起こってしまったら一体どうなるのかということ、やはり社会教育として一緒に考えていかなければいけない。だから先ほど社会教育支援チームの話が出たが、集まりは自然発生的に単純に現れるのではなくて、それをどう育てていくのかという観点が無いとどんどん離れてしまうのではないかと。出された統計で面白いと思ったのは、一番利用人数が減っているのは中央地区公民館で、これはおそらく近くに福祉センターができたからで、なぜ福祉センターの利用率が高まり、人が移ったのか。なぜ福祉センターを利用し、中央地区公民館を利用しなくなったのか、そこが問われている。それに対する回答が、単に同じような建物がいくつもあるからだという荒い論で本当に解決できるのか。そういう考え方や文書の出し方で、今後、各地域に個別施設計画を持っていったときに説明をして本当に住民合意が得られるのか。要するに市民を消費者として捉えてお客さんだという考え方を基にこういうことをつくって本当に合意が得られるのか。部長が先ほどおっしゃったように、減らしたり、改変をしていくことにつながっていくのだろう。今求められているのは、地域の人口が減少していくなかで、地域の結びつきこそが大事だと。それを学びの力で育てていくのだというのが前提にあって、皆さんと一緒に考えよう、であればまだしも、それをお客さんと捉えれば結果としては合意が得られないのではないかと危惧するが。その辺りをどう思われるのか。

【事務局】 地域によって色んな考え方があると思っている。当然のことながら、公民館は公民館としての使命があり、学びの場である。第一の使命は避難所ではない。公民館があるから避難所となっているが。

【委員】 公民館の第一の使命が避難所ではないというのは言い過ぎではないか。市民の安全という観点からそういう思考を持っていると、今の発言はいかがかなと思うが。

【事務局】 もちろん第一の目的という意味合いである。

【委員】 ただ、時代が変わってきて、第一、二、三かは別としても大きな課題の一つであると思うが。

【事務局】 それはわかっている。

(ここで岩槻会長が所用により退席。これより馬場副会長が進行。)

【委員】公民館は対面で学ぶこともすごく大切だが、来られない方のことを考えてICT等に対応した時代にあった学び方も、どこかの段階で文言に入れていただければ、より利用しやすい公民館になるかと思う。

【委員】社会教育支援チームについて、この前の生涯学習推進本部の進捗も含めて共有するべきだと思うのだが、いかがか。

【事務局】今日は共有までは特に考えていない。そのあたりはしかるべきときにまとめて、皆さんにご報告させていただく。

【委員】社会教育支援チームの問題は生涯学習推進本部の方でも今議論している。生涯学習推進本部の委員とこの場を兼ねているのは私だけである。審議会と生涯学習推進本部の位置付けが改めて問われている。審議会が上で、生涯学習推進本部が下といった関係はないと思う。でも実際は誰が具体的に進めるのかという問題については今まで抜けていた。これがこの「生涯学習基本方針」の中に盛られている社会教育支援チームになるのだが、これについて一番生涯学習の知見を持っているのはここに集まった皆さんと、生涯学習推進本部の皆さんだと思っている。なので、一度一緒にそういうことをやってはどうかと。学びの会議や研修でお話を聞いてみたらよいのではないかなと思っている。もう少し交流をして、自由闊達なやりとりをして一緒に考えていただければいいのかなと思う。ただ、生涯学習推進本部は今報償費が出ないので自由参加にはなるが、そういう中で皆さんと一緒にお話できたらと思うが。

【副会長】個人的には賛成する。ちょうど担当課の方は生涯学習推進本部も審議会も担当しているので、着々と推進チーム、支援チームが出来ているのだなと思っている。お互い審議会も生涯学習推進本部も勉強していきたいと思っている。審議会の皆さんは各分野の専門家なので、勉強というのは失礼ですが、公民館を考えるとということでは市民として大事なことなので、そのような機会があればいいと思う。皆さんもうなずいているので、生涯学習推進本部と審議会勉強会等の機会をつくっていただければと思う。

【事務局】それでは今後の予定としまして、今年度もう一度開催したいと思っている。日程に関しては、後日調整して皆様にお知らせする。

【委員】そのときには社会教育支援チームの具体的な話は出てくるのか。

【事務局】社会教育支援チームについては、現在その在り方や立ち位置、活動内容を課内で協議を進めているところである。出来るだけご報告できるように頑張ってつくり上げたい。いずれにしろ、先ほど申し上げたように令和3年度には社会教育支援チームを走らせていけるような状態に持っていきたいと思っている。

【委員】社会教育支援チームについての報告は、審議会だと今おっしゃっていたと思うのが、一緒に考えていけたらいいと思うので、私たちの考えを聞いていただき、意見できるような場を一度持っていたいただければと思う。

【事務局】それもお意見ということで受け止める。生涯学習推進本部の構成メンバーの方との調整を図るというかたちになるかと思う。

【副会長】せっかく作るまでに皆さんの意見を反映させるには、勉強会をひらいて意見交換が出来ればよりよいものになると思うので、令和3年度にできるのであれば、令和2年度中に勉強会を開いて参考にしてもらえたらと思うがいかがか。生涯学習推進本部のときに自由参加で審議会にも声掛けしてもらって参加できる人は一緒に勉強するというかたちでも皆さん大丈夫なようなので、そんなに難しくはないと思う。ぜひ、その機会をよろしくお願いしたい。

社会教育支援チームについて

生涯学習基本方針に規定される「社会教育支援チーム」については、現在、チームのあり方や活動内容等を踏まえて、課内で協議を進めています。

生涯学習基本方針は、生涯学習推進に向けた理念が示されており、具体的な方法については、この理念に基づいて「計画」として考えていく必要があります。

本来であれば、平成 30 年 4 月に生涯学習基本方針が策定されたのと同時に計画的に推進をはかっていく必要がありましたが、具体的な内容を作ることができずに今に至っています。

令和 2 年度末までに、生涯学習基本方針に基づく実施計画を策定する予定であり、社会教育支援チームについても、そのあり方や役割を明記します。

つきましては、社会教育支援チームの結成については、令和 3 年度を予定しております。

また、社会教育支援チームの位置づけについては、生涯学習審議会のような市の附属機関ではないため、市の施策に対する審議や諮問、答申は行いません。

あくまでもインクルーシブ・コミュニティづくりやフラッグシップ事業の創成に関わる専門的な集団として考えています。

新旧対照表

○岸和田市立公民館及び青少年会館再編基本方針（案）

修正後	修正前
○岸和田市立公民館及び青少年会館再編基本方針（案）	○岸和田市立公民館及び青少年会館再編基本方針（案）
第 1 章及び第 2 章 略	第 1 章及び第 2 章 略
第 3 章 1 及び 2 （ 1 ） 略	第 3 章 1 及び 2 （ 1 ） 略
第 3 章 2 （ 2 ） 利用者数の低下 公民館等の年間利用者数は、利用区分ごとに増減があるものの、全体では減少傾向にあります。	第 3 章 2 （ 2 ） 利用者数の低下 公民館等の年間利用者数は、施設ごとに増減があるものの、全体では減少傾向にあります
利用者数の減少は、人口減少、公民館講座のテーマ・内容や告知方法の固定化などによる公民館等の集客力の低下、社会全体の高齢化、共働き世帯の増加などが要因に挙げられます。	また、1 日あたりの利用可能人数に対して、利用者数は一貫して大きく下回っていることから、全体の施設数または規模は過大であると考えられます。
また、1 日あたりの利用可能人数に対して、利用者数が一貫して大きく下回っており、全国的な公民館の規模を鑑みても、本市公民館等の施設数または規模は過大であると考えられます。	
第 3 章 2 （ 3 ） 及び（ 4 ） 略	第 3 章 2 （ 3 ） 及び（ 4 ） 略

修正後	修正前
第4章冒頭 略	第4章冒頭 略
第4章1. 指針1 市民の生活圏を踏まえた施設の再編 <u>地域のコミュニティは、市民の日常的な生活圏を基盤に形成されています。</u> <u>町会や自治会、子ども会といった地域団体も市民の身近な生活圏を中心に連</u> <u>合体を組織しており、地域づくりにおけるコミュニティの考え方に市民の生</u> <u>活圏は大きく関係しています。</u> <u>公民館等が市民の生活から乖離することなく、地域特性を活かした個性豊</u> <u>かなまちづくりを市民が主体的に取り組むうえでの拠点施設として、今後求</u> <u>められる役割をより効果的に発揮するため、施設の再編にあたっては市民の</u> <u>生活圏を念頭に置きつつ、今後の人口規模に応じた施設数や適正規模を検討</u> <u>します。</u> また、再編とともにまちづくりのきっかけづくりとなる事業等を実施し、市民のまちづくりへの参画を促進することで、公民館等から持続性のあるまちづくりを推進していくことができるよう取り組んでいきます。	第4章1. 指針1 まちづくりゾーンを踏まえた施設の再編 <u>総合計画では本市の成長過程や風土・環境等から、市域を6つの“地域”</u> <u>(都市中核・葛城の谷・岸和田北部・岸和田中部・久米田・牛滝の谷)に区</u> <u>分し、地域特性を活かした個性豊かなまちづくりを推進するため、これらの</u> <u>地域区分に加え13のまちづくりゾーンを設定しています。</u> <u>このまちづくりゾーンは、市域における公共・民間施設の機能の集中と分</u> <u>担を行い、地域特性を活かした個性豊かな持続性のあるまちづくりのために</u> <u>土地利用を行う際の指針となるものです。</u> <u>施設の再編にあたっては、公民館等が地域特性を活かした個性豊かなまち</u> <u>づくりを市民が主体的に取り組むうえでの拠点施設として、今後求められる</u> <u>役割を、より効果的に発揮するため、これまでの第1次生活圏に1館という</u> <u>設置基準を見直し、上記のまちづくりゾーンを念頭に置きつつ、今後の人口</u> <u>規模に応じた施設数や適正規模を検討します。</u> また、再編とともにまちづくりのきっかけづくりとなる事業等を実施し、市民のまちづくりへの参画を促進することで、公民館等から持続性のあるまちづくりを推進していくことができるよう取り組んでいきます。
第4章2. 指針2 <u>市民の学習環境の整備と学習機会の提供</u> 本文 略	第4章2. 指針2 <u>計画的な施設の保全・改修のための財源確保</u> 本文 略
第4章3. 指針3 <u>計画的な施設の保全・改修のための財源確保</u> 本文 略	第4章3. 指針3 <u>市民の学習環境の整備と学習機会の提供</u> 本文 略
第5章 略	第5章 略

岸和田市立公民館及び青少年会館 再編基本方針(案)

令和〇年〇月
岸和田市教育委員会

目 次

第1章 方針の策定趣旨と位置づけ	P. 1
1. 策定の趣旨	P. 1
2. 本方針の位置付け	P. 1
第2章 公民館等の設置目的と現状	P. 2
1. 公民館の設置目的	P. 2
2. 公民館等の現状	P. 3
第3章 公民館に求められる役割と本市の公民館等を取り巻く課題	P. 4
1. 今後、求められる役割	P. 4
2. 本市の公民館等を取り巻く課題	P. 5
第4章 公民館等の再編に関する考え方	P. 8
1. 指針1 市民の生活圏を踏まえた施設の再編	P. 8
2. 指針2 市民の学習環境の整備と学習機会の提供	P. 9
3. 指針3 計画的な施設の保全・改修のための財源確保	P. 10
第5章 今後の進め方	P. 11
1. 進捗状況等の見える化	P. 11
2. 「(仮称)岸和田市立公民館及び青少年会館再編個別計画」の策定・公表	P. 11
3. 方針等の見直し	P. 11

第1章 方針の策定趣旨と位置づけ

1. 策定の趣旨

人口減少、共働き世帯の増加、高度情報化社会の進展など、社会情勢の著しい変化に伴い、人々の学習形態も大きく変化し多様化しています。また、町内会・自治会といった、自主的に地域活動を行う組織への加入率の低下や、活動自体の縮小化が進んでおり、地域コミュニティの希薄化や地域が抱える課題の顕在化が懸念されています。

このような中において、社会教育は、学びを通じて個人の成長を期するだけでなく、他者との交流を促し、そのことを通じて新たな気づきや活動への動機付けが進み、より主体的な活動へとつながることで、希薄化しつつある地域コミュニティを強固なものにしていくという役割が期待されています。

一方、本市においては、社会教育施設の老朽化や施設の維持管理のための財源不足等により、社会教育の効果的な普及促進や、住民の主体的な学習活動の支援、地域活動環境の整備が制約を受けるなどの課題が生じています。

「岸和田市立公民館及び青少年会館再編基本方針（以下、「本方針」という。）」は、社会教育に求められる役割を踏まえ、今後の社会情勢を見据えつつ、市立公民館及び青少年会館（以下、「公民館等」という。）を再編することにより、本市の住民一人ひとりの学習活動の促進を図り、住民主体のまちづくりを「学び」を通じて促進していくことを目的に策定するものです。

2. 本方針の位置付け

本方針は、まちづくりの基本的な方向性を示した第4次岸和田市総合計画、及び教育・生涯学習等の総合的な施策方針を定めた第2期岸和田市教育大綱に沿って策定するものであり、公民館等の再編の基本方針や、施設ごとの再編の方向性や考え方等を整理したものです。

また、本方針は公民館等の再編をもって、本市における教育活動や住民主体の地域づくり等の活動環境整備を図るためのものであり、岸和田市生涯学習基本方針や岸和田市公共施設最適化計画（以下、「最適化計画」という。）との整合を取りながら進めていきます。

第2章 公民館等の設置目的と現状

1. 公民館の設置目的

我が国における公民館は、1949年に制定された社会教育法によって位置付けられており、単に住民のための学習活動の場としてだけでなく、様々な事業を実施・展開することで、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としています。

社会教育法

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

省略

(公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

公民館設置目的イメージ図

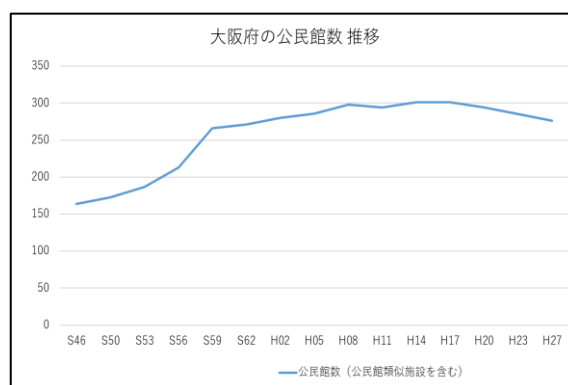
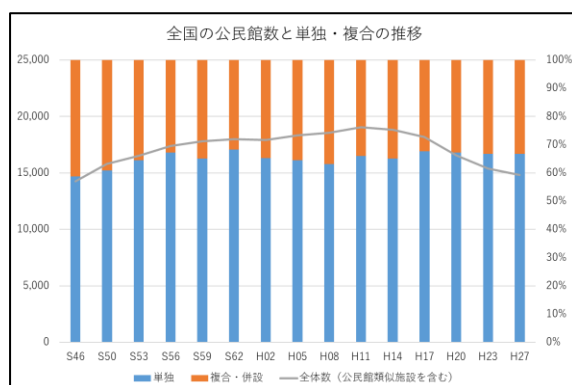


2. 公民館等の現状

(1) 公民館等の推移

全国の公民館数は、平成 11 年の 19,063 館をピークに減少傾向にあり、平成 27 年には 14,841 館と、ピーク時から 20%以上減少しています。また、公民館と他の施設との複合化や併設化は、全国的に進んでいません。

大阪府でも平成 27 年時点で約 300 館の公民館が設置されていますが、全国と同様に減少傾向にあります。

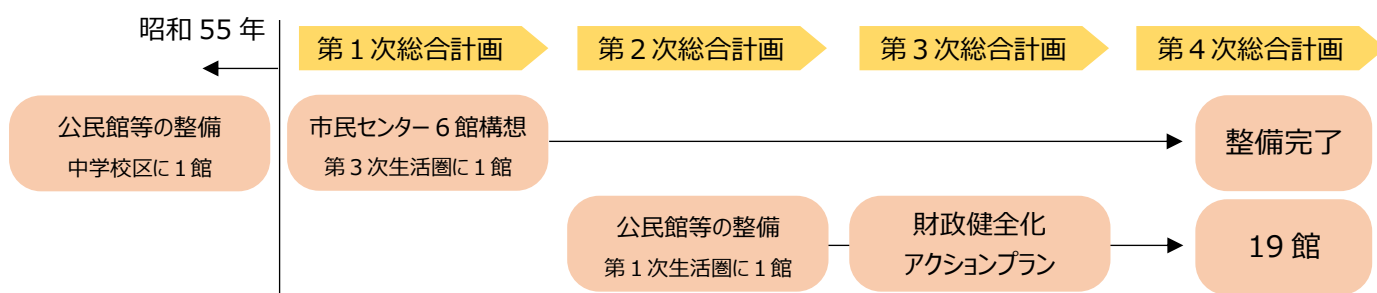


資料: 社会教育調査

(2) 本市民館等の変遷

本市の公民館等は、昭和 40 年代から 50 年代にかけて多く建設され、当初は中学校区に 1 館の体制が進められてきました。第 1 次総合計画では、小学校区を第 1 次生活圏、中学校区を第 2 次生活圏、全市を 6 つの区域に分けた第 3 次生活圏を規定し、公民館機能を有した地域コミュニティづくりの基盤施設として、市民センターの整備が構想されました。その後、第 2 次総合計画では、生涯学習の更なる推進や地域での学習・コミュニティ活動の拠点整備を目的に、小学校区の全てに公民館等を設置すると具体的に示され、整備が進められました。

しかしながら、財政状況の悪化もあり、平成 13 年には「財政健全化 3 年アクションプラン」が打ち出され、全小学校区での整備が実現しないまま、公民館等の施設規模、管理体制について見直しが図られ、現在に至っています。



第3章 公民館に求められる役割と本市の公民館等を取り巻く課題

1. 今後、求められる役割

(1) 社会教育

文部科学大臣の諮問に依拠して、教育の振興、生涯学習の推進、スポーツの振興などに関する重要事項について、調査・審議し意見を述べることを目的として設置された中央教育審議会では、今後の社会教育について答申が出されています。(以下、答申要約)

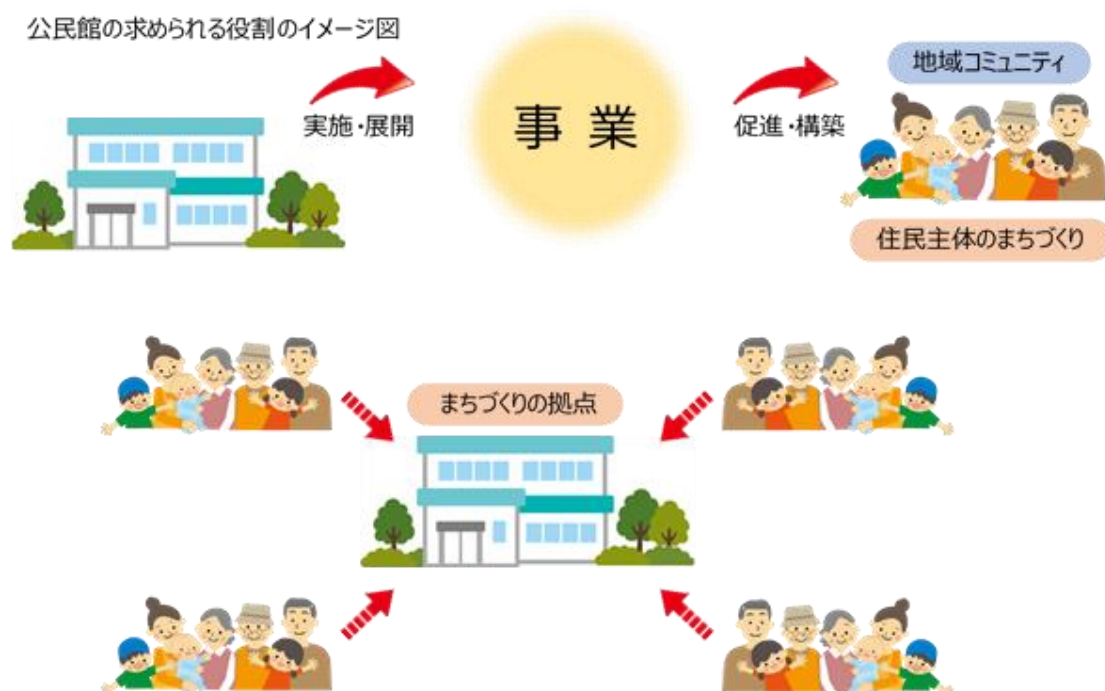
生涯学習という“人の学び”における幅広い概念の中で、社会教育は中核的な役割を果たすべきものであり、学びを通じて個人の成長を期するとともに、他者と学び合い認め合うことで相互のつながりを形成していくという特徴があります。

地域コミュニティの衰退が社会全体の課題となる現在、社会教育は、個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割を持つものであり、社会に対してより開かれたものとして、また、住民相互のつながりを提供する場として、新たな展開を図ることが求められています。

(2) 公民館

公民館は、住民が主体的に地域課題を解決するために必要な学習を推進する役割や、学習の成果を課題解決に向けた実際の活動につなげていくための役割、地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割を担っており、その強化が求められています。

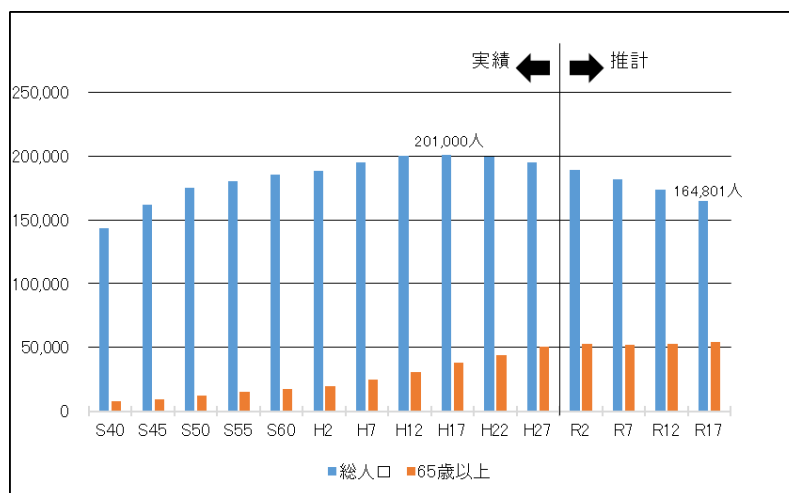
また、住民主体のまちづくり、持続可能な共生社会の構築に向けた幅広い取組みの拠点、行政をはじめとした地域の幅広い情報の発信拠点として、地域社会における公民館の役割は、より高度なものとなっています。



2. 本市の公民館等を取り巻く課題

(1) 人口

本市の人口は、平成 17 年の 201,000 人をピークに減少傾向にあり、今後も減少が予想されています。また、65 歳以上の人口は経年的に増加傾向にあり、令和 17 年には総人口の3割を超えると見込まれています。



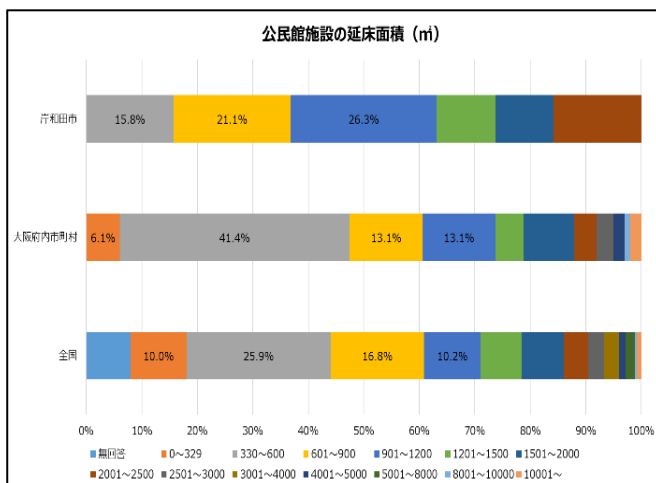
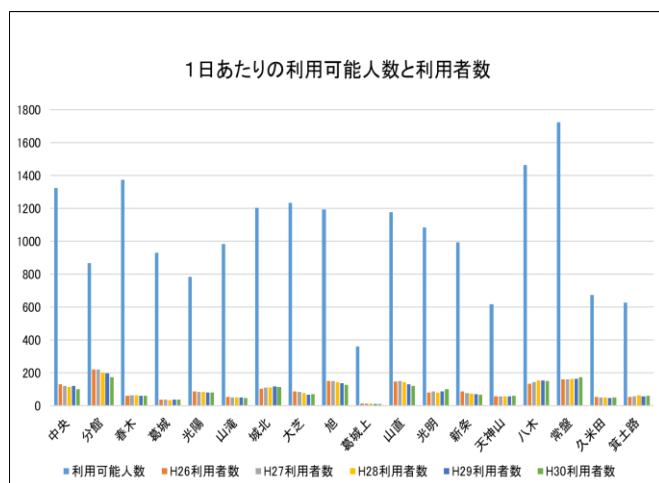
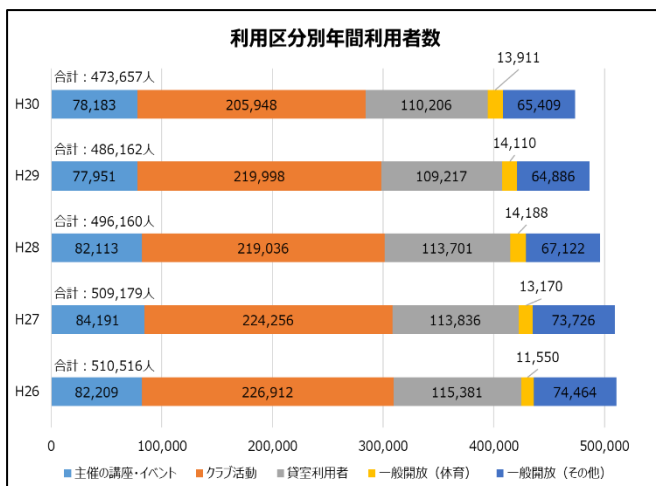
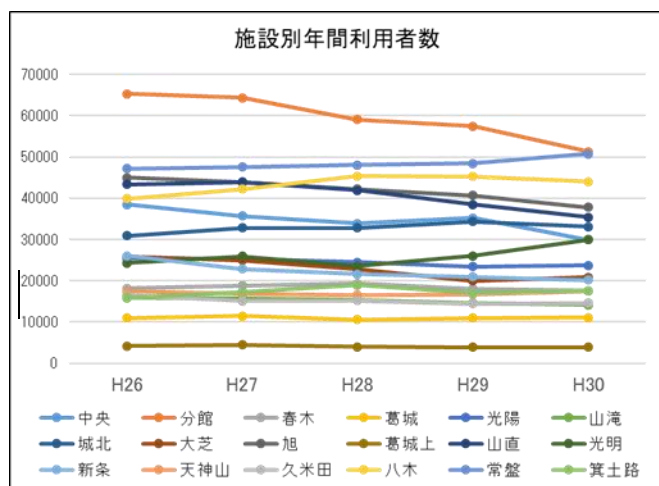
資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計

(2) 利用者数の低下

公民館等の年間利用者数は、利用区分ごとに増減があるものの、全体では減少傾向にあります。

利用者数の減少は、人口減少、公民館講座のテーマ・内容や告知方法の固定化などによる公民館等の集客力の低下、社会全体の高齢化、共働き世帯の増加などが要因に挙げられます。

また、1日あたりの利用可能人数に対して、利用者数が一貫して大きく下回っており、全国的な公民館の規模を鑑みても、本市公民館等の施設数または規模は過大であると考えられます。



資料：平成 25 年度全国公民館実態調査

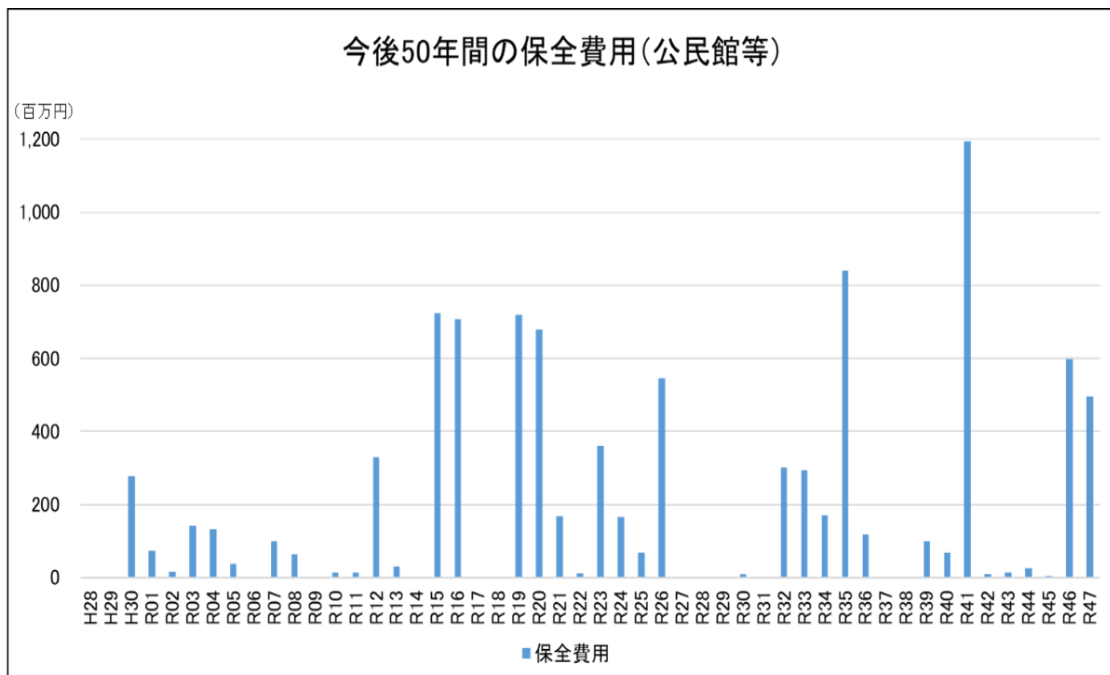
(3) 施設の老朽化

本市の公民館等の建築後の経過年数を見ると、市民センター等との複合施設として建設された6館(分館・山直・旭・常盤・八木・大宮)以外の単独施設の5割以上が築40年以上経過しており、最適化計画に定める目標耐用年数 65 年に差し迫っています。これらの老朽化が進行する施設については、今後計画的な改修や建て替えを検討する必要があります。

	築50年以上		築40年～49年		築30年～39年		築30年未満	
	施設名	建築年	施設名	建築年	施設名	建築年	施設名	建築年
公民館・青少年会館	久米田	昭和39年	城北	昭和47年	大宮	昭和57年	山直	平成5年
	光陽	昭和44年	箕土路	昭和47年	葛城	昭和61年	分館	平成6年
	山滝	昭和44年	春木	昭和48年	葛城上	昭和61年	光明	平成10年
			大芝	昭和53年			新条	平成11年
							中央	平成13年
							天神山	平成14年
							旭	平成22年
							八木	平成25年
							常盤	平成25年

(4) 保全のための財源の不足

岸和田市の財政は、経常収支比率(収入の規模に対する固定経費の支出割合)が平成30年度で100.2%と硬直化するとともに、自主財源の比率を示す財政力指数も平成30年度で0.62と4割近くを国の交付税に依存するなど、極めて厳しい状況にあります。このため、岸和田市公共施設最適化計画においては、現状のままでは、平成28年から50年間にわたって、公共施設における施設保全費用は、必要額の40%しか確保できない見込みであることから、公共施設の床面積を令和7年度までに約3%、17年度までに約30%を削減する必要があるとしています。



令和7年度(今期計画期間)までに、床面積の約3%を削減

令和17年度(次期計画期間)までに、床面積の約30%を削減

資料: 岸和田市公共施設最適化計画

第4章 公民館等の再編に関する考え方

社会教育が生涯学習の中で担っていくべき役割や、地域社会において今後求められる役割から、本市の住民主体のまちづくり活動の促進や自発的な学習活動のための環境整備等に向けて、公民館事業の役割はますます重要となります。

しかしながら、公民館等の施設の数または規模が過大となっている現状、及び本市の厳しい財政状況からすれば、再編統合を伴わない新設や建替えは困難です。

本市においては、公民館等以外の既存施設の利活用を主とした生涯学習の機会や場所を拡充しつつ、市民の主体的な学習・地域活動環境の整備、公民館等を核としたまちづくりの推進を図ることを第一の目的に、以下の3つの指針に沿って、公民館等の再編等の取り組みを進めていきます。

指針1

市民の生活圏を踏まえた施設の再編

指針2

市民の学習環境の整備と学習機会の提供

指針3

計画的な施設の保全・改修のための財源確保

1. 指針1 市民の生活圏を踏まえた施設の再編

地域のコミュニティは、市民の日常的で身近な生活圏を基盤に形成されています。町会や自治会、子ども会といった地域団体も生活圏を中心に連合体を組織しており、地域づくりにおけるコミュニティの考え方に市民の生活圏は大きく関係しています。

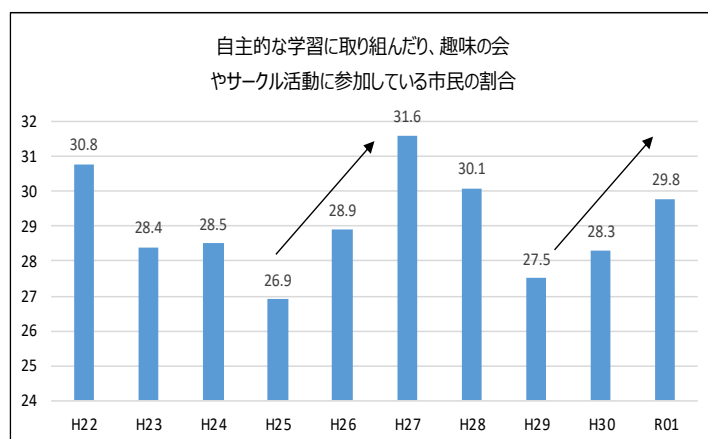
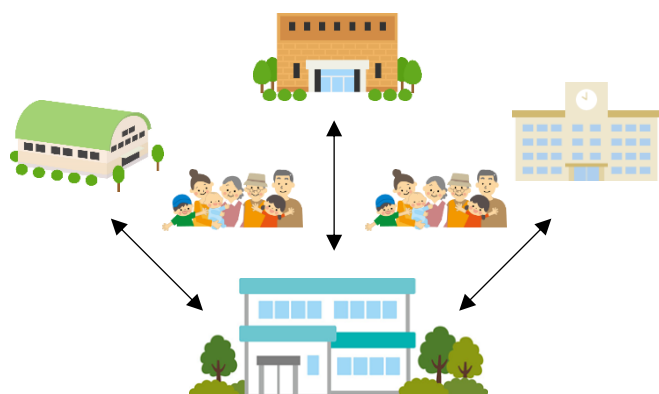
公民館等が市民の生活から乖離することなく、地域特性を活かした個性豊かなまちづくりを市民が主体的に取り組むうえでの拠点施設として、今後求められる役割をより効果的に発揮するため、施設の再編にあたっては市民の生活圏を念頭に置きつつ、今後の人口規模に応じた施設数や適正規模を検討します。

また、再編とともにまちづくりのきっかけづくりとなる事業等を実施し、市民のまちづくりへの参画を促進することで、公民館等から持続性のあるまちづくりを推進していくことができるよう取り組んでいきます。

2. 指針2 市民の学習環境の整備と学習機会の提供

公民館等の利用者数が低下する一方で、市民の学習活動等に取り組む意識は上昇傾向にあります。このような市民の多種多様な学習活動のための機会や場所を提供し、本市の社会教育環境を整備・拡充していくためには、公民館等それ自体をより魅力ある施設にしていくとともに、学校施設や他の公共施設を活動場所として利活用していく必要があります。

施設の再編を行うとともに、これまで公民館等が担ってきた学習等の活動場所としての機能を、他の公共施設で補完していくことで、時間や場所を問わず市民が学習活動等を行うことができるような取り組みを進めていきます。



資料：市民意識調査

3. 指針3 計画的な施設の保全・改修のための財源確保

施設の老朽化や利用者数の低下といった状況から、現在の公民館等が利便性の高い施設であるとはいえません。公民館等の再編統合や他の施設の有効活用を行い、施設保有量の適正化と保全費用の縮減を図ることで、「安全で安心な施設」、「誰もが使いやすい施設」として維持・管理をしていくために必要な財源の確保に努め、以下の点に重点を置いて、計画的な保全・改修を進めます。

老朽化への対応

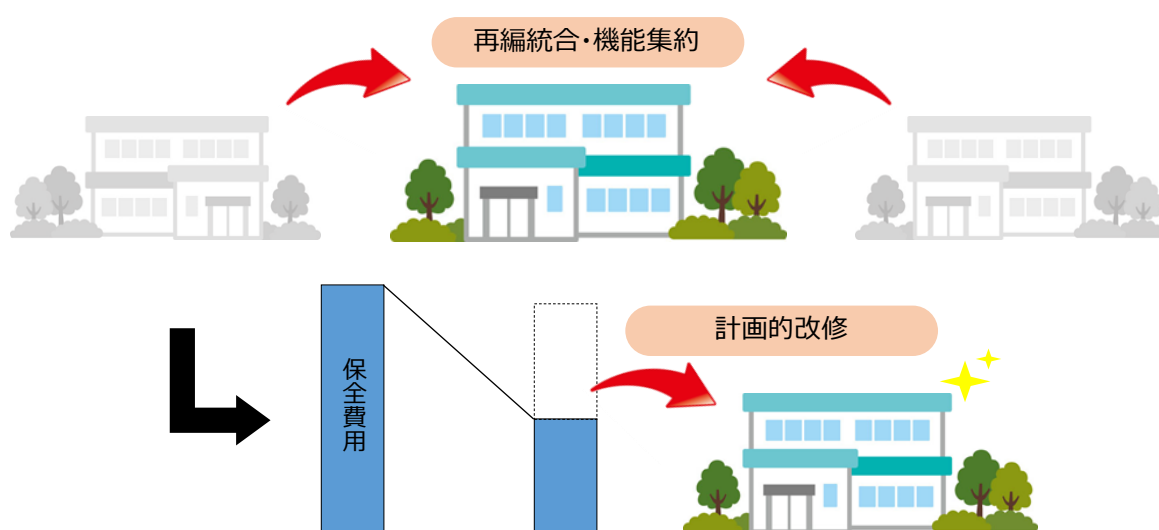
老朽化が進むことにより、外壁・窓などの破損や鉄筋の腐食、雨漏り等が生じ、施設運営を阻害することとならないよう、計画的に改修を行います。

バリアフリー化

誰もが利用しやすい施設となるとよう、多機能トイレの設置や段差の解消等、バリアフリー化を進めます。

利用ニーズへの対応

市民主体のまちづくり活動や学習活動の推進によって高まる施設の利用ニーズに対応できる学習・活動空間となるよう、改修等を進めていきます。



第5章 今後の進め方

本方針に基づき、公民館等の再編、学習環境の整備を行うにあたっては、以下の点に留意するとともに、それぞれの施設が持つ防災の機能についても配慮していきます。

また、今後も国・大阪府の社会教育情勢の動向を注視し、本市の公民館等のあり方について適宜、検証・検討していきます。

1. 進捗状況等の見える化

公民館等の利用者を含む市民に対して、再編等の取り組みの進捗状況、進め方、スケジュール等について見える化を図り、丁寧な説明、柔軟な対応をもって進めていきます。

2. 「(仮称)岸和田市立公民館及び青少年会館再編個別計画」の策定・公表

具体的な取り組みを示した「(仮称)岸和田市立公民館及び青少年会館再編個別計画(以下、「個別計画」という。)」を策定し、集約の対象となる施設、集約方法、実施時期等を公表します。

3. 方針等の見直し

本方針に大きく影響を及ぼす施策の変更等があった場合は、必要に応じ本方針(個別計画を含む)を見直します。